

# 2017年度 事業計画

特定非営利活動法人

町田市学童保育クラブの会

## はじめに

### — 国・町田市における学童保育をめぐる動き —

#### <国の動き>

学童保育は2016年5月時点で、全国に1,618市区町村、「支援の単位」数は27,638あり、利用児童数が全国で107万人となりました。一方で、全国の待機児は15,839人であり、引き続き必要とされているのに利用できない現状があります。

国はこうした小学生の放課後の対応策として、2014年度に「放課後子ども総合プラン」をつくりました。内容は共働き家庭等の「小1の壁」を打破すること、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごせるよう、学童保育との一体型の「放課後子供教室」の整備を計画的に行う、としています。そのために、2019年までに利用人数を120万人まで増やす数値目標を掲げています。

市区町村及び都道府県はこれに基づき、行動計画を策定することになりました。具体的には、小学校の余裕教室の活用を促進し、「放課後子供教室」を実施すること。同一小学校内で学童保育事業とも連携を図り、子供教室の活動プログラムに参加することや連携をすること等が主な内容となっています。

全小学校区（約2万ヶ所）で実施をめざし、小学生の「放課後のあり方」は大きく変わろうとしています。

一方で、2012年度に制定された「子ども・子育て支援法」により、学童保育に関わる制度も大きく変わりました。

- ①国が「放課後児童健全育成事業の施設及び運営の基準」を策定しました。これにより、全国の施設・設備、支援員の配置数・資格要件等が整備されました。
- ②児童への「支援の単位」を概ね40名と定め、1単位につき職員を2名配置すると決めました。これにより、施設ごとに支援の単位数が定められ、全国一律の職員配置基準ができました。
- ③「放課後児童クラブ運営指針」が策定されました。学童保育の対象は小学6年生までに拡大され、運営指針でも6歳から12歳までの発達過程と領域、配慮事項等が明確になっています。

「支援の単位」による運営が行われ、児童1名あたり1.65㎡の専用区画が確保されるとしていますが、施設・設備として1つの建物であることは変わらず、大規模化の問題が解消されるわけではありません。名簿では2つの支援の単位に分けていても、育成室1か所で保育がされているのが現状です。

学童保育は子ども達の「放課後の生活の場」であり、落ち着いた生活空間の中で過ごすためには、施設の分割が必要となります。曖昧な「分割」では支援員が個々の子どもと信頼関係を築く規模として「概ね40人」と定めた趣旨が活かされないこととなります。

また、小学6年生までが学童保育の対象になりましたが、「3年生まで」という学童保育が全体の4割弱あります。2016年度では、4～6年生の利用は全国で約17万人（全体の16%）、年々増加傾向にあります。財政上または施設確保の困難さを理由に、6年生までの受入れを制限している自治体もありますが、学童保育に通い続けることを必要としている高学年の居場所として、学童保育がその機能を果たせるよう、整備が進むことが課題となります。

### <町田市の動き>

町田市では、従来より町田市放課後等子ども遊び場見守り事業「まちとも」が実施されています。国の放課後子ども総合プランが策定されたことで、この「まちとも」事業でも、従来の校庭での「遊び場見守り」の内容に、学校の余裕教室を活用した工作等のプログラム活動、学習活動等が追加され、新たな「放課後子供教室」として実施されることになりました。2017年度には10ヶ所、その後2021年度までに全小学校区にて実施されることになりました。

その際には、学校ごとに運営協議会を設置し、学校関係者、PTAや青少年健全育成協議会の関係者、学童保育の職員等が構成員になることが決まっています。

従来の「まちとも」では原則、一旦自宅に帰ってから参加する形でしたが、自宅に戻らず利用できること、平日週5日実施され、学校の長期休業日も行われることになりました。

町田市は、一体型の運営としていますが、学童保育には「まちとも」とは別の機能・役割があるため、東京23区にみられるような、学童保育事業が全児童対策事業に吸収されることはない、としています。

放課後の子どもの居場所として、「まちとも」がその役割を果たし、選択肢が増えることは、重要なことといえますが、学童保育との連携のあり方は、今後の課題となります。

また、町田市では、国の基準をもとに「町田市放課後健全育成事業の設備及び運営に関する条例」を制定し、「支援の単位」ごとに2名の支援員を配置すること、施設及び設備面に関しては児童1名あたり1.65㎡の専用区画の確保のため、必要な地域には学校の余裕教室を借用する等、児童の活動の場を広げるとの方針をもっています。

2017年度に71名を超えるクラブは43ヶ所中、32ヶ所であり、大規模化は解消されていません。小学校6年生までが学童保育の対象に拡大されましたが、大規模化が解消されない中では、4年生以上の受入れは目途がたっていない現状があります。子ども達にとって落ち着いて過ごせる生活環境を整えることが今後の大きな課題となります。

# 事業概要

## 1. 法人事業

### 1) 基本理念

地域における子育て支援事業を通し、以下のことを目標とする。

- (1) 子ども達が健やかに成長できる地域
- (2) 子どもの発達を保障し最善の利益を尊重する子育て環境づくり
- (3) 子どもと家庭を見守り、支えあえる地域
- (4) 子ども・保護者・市民が相互に交流し、理解とふれあいを深める環境づくり
- (5) 市内の子育て支援ネットワークの一員として地域に貢献する

### 2) 基本事業

#### (1) 子育て支援事業

- ①乳幼児の子育て支援事業（ぷちくれよんひろば）
- ②子どもの居場所づくり事業（くれよんキッズ）

#### (2) 子育て支援事業に関する調査・研究活動

#### (3) 啓発活動および情報提供

- ①広報紙「くれよん」の発行
- ②ホームページによる情報提供
- ③その他必要な事項

### 3) 個人情報保護

#### (1) 個人情報の適正な管理

#### (2) 職員教育の徹底

### 4) 苦情解決

法人の苦情解決制度による適正な運用

### 5) 内部統制

監事による法人事業全般に関する適正な監査の実施

## 2. 学童保育事業

### 1) 事業の目的

保護者の就労等により放課後の保育を必要とする小学生を、異年齢子ども集団の優位性を発揮し、その心身共に豊かな発達を保障することをめざし、あわせて地域における「子育て支援」の一端を積極的に担う。

### 2) 事業の運営方針

- (1) 保護者と職員が力をあわせ、児童によりよい環境をつくる
- (2) 保護者が安心して働くことができるよう、保育の充実をめざす

(3) 子育て相談機関としての役割を自覚し、地域に開かれた学童保育をめざす

(4) 安全に十分配慮した適正な施設管理の徹底を図る

### 3) 事業の運営形態

町田市学童保育クラブ設置条例に基づく指定管理者として、協定により運営を行う。

### 4) 利用対象者

(1) 利用対象者

①町田市の条例等の定めにより入会を許可された児童

②町田市の要項に定める緊急一時保護を要する児童

(2) 定員

町田市との協定による児童数

(3) 利用期間

年度ごとの利用申請とする

### 5) 施設の名称および所在地

名 称	所在地	備 考
大蔵学童保育クラブ	大蔵町286	大蔵小学校内
大戸のびっ子学童保育クラブ	相原町3865	ゆくのき学園内
金井学童保育クラブ	金井町2612-183	金井小学校内
高ヶ坂けやき学童保育クラブ	高ヶ坂6-7-1	高ヶ坂小学校内
函師学童保育クラブ	函師町 239-19	函師小学校内
そよかぜ学童保育クラブ	成瀬7-11-1	南第二小学校内
つくし野学童保育クラブ	つくし野2-21-11	つくし野小学校内
鶴川学童保育クラブ	鶴川6-5	鶴川第三小学校内
どろん子学童保育クラブ	金森東3-22-24	南第四小学校隣接
なかよし学童保育クラブ	忠生 3-10-2	忠生小学校内
成瀬中央あおぞら学童保育クラブ	成瀬2-8	成瀬中央小学校内
南大谷学童保育クラブ	南大谷811-1	南大谷小学校内
わんぱく学童保育クラブ	小川3-10-1	小川小学校内

### 6) 児童数および職員配置

	児童定数	支援の単位	障がい児	正規職員	常勤(有期)	非常勤職員
大蔵	145	4	0	4	2	3
大戸のびっ子	45	1	0	3	0	0
金井	100	3	2	3	0	5
高ヶ坂けやき	75	2	1	3	1	1
函師	120	3	0	3	2	2
そよかぜ	65	2	0	3	0	1
つくし野	70	2	0	3	0	1
鶴川	110	3	0	3	1	2
どろん子	110	3	7	3	2	8
なかよし	123	3	4	3	2	5
成瀬中央あおぞら	45	1	0	3	1	0
南大谷	113	3	2	4	1	4
わんぱく	90	2	1	3	1	1
事務局				4	0	0
	1,211	32	17	45	13	33

## 7) 事業内容

- (1) 学童保育事業
  - ①保護者との協働による保育の実施
  - ②施設維持・管理業務
  - ③事務に関する業務
  - ④苦情解決に関する業務
- (2) 学童保育の啓発活動
  - ①ニュースの発行
  - ②ホームページによる情報提供
- (3) 関係機関、団体との連携
- (4) 利用者アンケートの実施

## 8) 指定管理者制度

指定管理期間	クラブ名
2017年度まで	南大谷
2018年度まで	大蔵、高ヶ坂けやき、函師、そよかぜ つくし野、なかよし、成瀬中央あおぞら、わんぱく
2019年度まで	大戸のびっ子
2020年度まで	金井、鶴川、どろん子

## 3. 中期計画の展開

第3期中期計画（2015～17年度）において、法人として実施すべき活動の方向性を定めた。中期計画の具体化に関しては、法人の年度毎の事業計画において到達点や課題を明らかにし、その都度、必要な見直しを図る。

また、2017年度は第3期中期計画の最終年度であるため、第4期中期計画の検討を行う。

### <第3期 中期計画 目標>

- ① 子どもの生活の変化に対応できる「保育」を再構築する
- ② 地域の子育て支援について実践を深める
- ③ 町田の学童保育の発展に貢献する
- ④ 法人の質的強化をすすめる

## Ⅱ. 法 人 事 業

### 1. 組織運営

#### 1) 理事会

この会の事業計画および予算の作成、人事に関する決定を行い、この会の円滑な運営および経営に責任を負う。必要に応じて理事懇談会を開催し、法人組織のあり方の検討を行う。2017年度は理事会の構成の見直しを検討する。

#### 2) 評議員会

この会の業務執行に関する重要な事項で、理事会から諮問を受け、意見を求められた事項の審議を行う。2017年度より、法人の組織運営に関する意見や提案を積極的に行うよう年3回開催する。

#### 3) 事務局

この会の業務を円滑に実施するため、会の事務を処理し定款の定める事業を推進する。人財育成として職員研修を実施し、人事考課制度の適正な運用を図る。事務局の日常業務のマニュアル化を進める。また、業務の効率化のため、会計ソフトの導入や、給与振込等のネットバンキング化を進める。

#### 4) 各種委員会

名 称	内 容
運営委員会	法人組織運営、事業全般に関し、理事と施設責任者の職員で業務執行状況の確認および調整、中期計画の検討等を行う。定期的で開催することで、法人組織内の重要事項の伝達等を行う。
調査研究委員会	2017年度は活動中止。今後の活動のあり方を再検討する。
広報委員会	
人事委員会	雇用する職員の人事関係全般に関する事務を取り扱う。2017年度は人事委員会の役割の再検討を行う。
苦情解決委員会	事業全般に対する苦情について、適切な対応を行うことにより、法人事業の利用者の権利を擁護し、事業の迅速な改善を図る。

#### 5) 責任者会議

毎月、この会の業務を円滑に実施するためクラブ間および事務局との連絡・調整を行う。必要に応じて臨時責任者会議を開催し、保育の質の向上、業務標準化、第4期中期計画の検討等を行う。また、施設責任者は運営委員会に出席し、法人組織運営に関する業務執行状況の報告および調整を行う。

#### 6) 職員の諸会議

##### (1) 正規職員全体会

情報共有および人財育成を主な目的とし、年3回開催する。

## (2) ブロック会議

毎月、地区ごとにブロック会議を開催し、情報共有および業務標準化を図る。

Aブロック	のびっ子、そよかぜ、鶴川、南大谷
Bブロック	大蔵、けやき、つくし野、あおぞら、わんぱく
Cブロック	金井、図師、どろん子、なかよし

## (3) プロジェクト等、課題別の会議

正規職員が中心となり、諸課題に取り組む活動を行う。2017年度は、①ぷちくれよんひろば②くれよんキッズ③保育指針④広報紙「くれよん」発行⑤研修体系⑥財政問題に取り組む。

## 2. 人財育成

### 1) 基本的な考え方

法人理念および専門性に基づく次世代の職員を育成し、人事体系の確立を図る
(1) 利用者（子ども・保護者）の立場にたった保育サービスを提供できる職員の育成
(2) 法人理念を理解し、社会的に求められる役割を果たすことができる職員の育成
(3) 職場の課題解決に積極的に取り組む意識および能力の向上
(4) 自己啓発の奨励・促進

### 2) 研修（正規職員）

区分	種類	備考
法人内研修	階層別研修	初任者 ①法人理念、ビジネスマナー ②個人情報 ③安全管理、危機管理 ④子どもの発達 ⑤メンタルヘルス ⑥記録の取り方 ⑦制度 ⑧苦情解決 ⑨保護者支援 ⑩理念と実践 ⑪児童虐待防止(1)
		中堅者 ①保護者との関わり方 ②実践検討 ③記録の取り方 ④児童虐待防止(2) ⑤保護者会支援 ⑥人事考課
		管理者 ①施設運営マネジメント ②OJT 担当者研修 ③人事考課 ④ラインケア研修
	交換研修 (クラブ間研修)	クラブ間の保育実践交流および保育の質向上を目的とし実施



職場外研修	児童青少年課主催研修	年5～6回
	全国学童保育指導員学校 全国学童保育研究集会	全国学童保育連絡協議会主催の研修
	関係諸機関による研修	子ども家庭支援センター、すみれ教室、 町田の丘学園等主催の講習会
	他のクラブとの合同研修会	町田市学童保育運営者協議会主催の研修
	福祉職員職務階層別研修	東京都社会福祉協議会主催の研修会
	その他	人財育成・組織運営マネジメントに関する セミナー、ボランティアコーディネーター等
	事務局研修	NPO法人組織運営に関するセミナー 組織運営マネジメントに関する研修 労務管理等の実務講座
資格取得	放課後児童支援員 防火管理者講習 普通救急救命講習 上級救急救命講習 衛生推進者養成講習	初任者・中堅者 初任者 初任者 中堅者、管理者 管理者
その他	①全クラブへ専門書を整備し、自己啓発のための学習の促進を図る ②子育て支援課主催の「子育てひろば」に関する研修会	

### 3) 非常勤職員教育

年3回を基本に非常勤職員の職員教育を行う。テーマによっては地区別に開催する。

### 4) 教育プログラム

- (1) 階層別に、正規職員の日常業務に関する教育プログラムにより、各階層で身につける専門知識の体系化を図る。また、事務局を中心に「課業一覧（職能要件書）」の見直し作業を行い、業務標準化をすすめる。
- (2) 新しく施設責任者に任命された職員へ年間通して教育・支援を行う。
- (3) 人事考課に基づくフィードバック面接を定期的に行う。
- (4) 正規職員の研修体系および教育プログラムの見直しを図る。
- (5) 階層別に、課題図書による教育を促進する。

### 5) 各クラブへの巡回指導

事務局による各クラブへの巡回指導を定期的に行い、保育内容、業務標準化等に関する指導・相談を行う。

## 3. 啓発活動

法人全体の取り組みや課題、学童保育をめぐる状況、各クラブの様子等を伝え、情報発

信およびコミュニティーづくりとして広報活動を行う。

また、学童保育を利用する保護者や職員にむけ、学童保育をめぐる動きや課題等の情報提供および交流を目的とした啓発活動を行う。

### 1) ニュース発行

(1) 広報紙「くれよん」 年6回発行

市内の子どもに関わる機関、団体へ「くれよん」を配布する。

(2) 「ぷちくれよんだより」 季刊発行

ぷちくれよんひろば利用者へ子育てに関する情報提供を目的に「ぷちくれよんだより」を発行し、登録家庭へ配布する。

### 2) ホームページの充実

(1) 法人の組織や活動、および学童保育に関する情報発信を行う。

(2) 各クラブの基本情報を保護者へ提供する。

(3) 2017年度は、ぷちくれよんひろばのページをリニューアルする。毎月の活動紹介、実施予定、満足度調査の結果等を掲載する。

(4) 伝承遊びの技の動画をホームページに掲載し、活動紹介を行う。

(5) ボランティア受入の窓口として、ホームページに各クラブの募集状況を掲載する。

### 3) その他

(1) 10月以降に実施される就学時健診にむけて案内チラシを配布。

(2) 学童保育月刊誌「日本の学童ほいく」の普及を図る。

## 4. 子育て支援事業

### 1) 緊急一時保護

「町田市学童保育クラブ緊急入会事務要項」に基づき、町田市より緊急一時保護児童の受け入れの依頼があった場合、各クラブの定員にかかわらず受入れを行う。

### 2) 通所支援事業

「町田市学童保育クラブ通所支援に関するガイドライン」に基づき、町田の丘学園に在籍する児童の通学バス停までのお迎え事業を行う。

### 3) ぷちくれよんひろば事業

目的	地域の乳幼児およびその保護者への遊び場提供および交流を図る
実施クラブ	5クラブ(金井、函師、どろん子、そよかぜ、南大谷)
時期	4月および8月を除く毎月3回を基本
内容	午前中に、季節にあわせた企画の実施、および施設開放 ・地域のボランティアと協力し、連携を図る ・近隣保育園と連携し、企画を充実させる ・地域子育て支援センターとの連携を図る
利用者満足度調査	年1回 実施予定
広報活動	・「ぷちくれよんだより」を季刊発行し、保護者へ情報提供を行う ・ホームページ毎月の活動紹介、満足度調査結果の掲載等 ・チラシ作成、公共施設等へ設置

#### 4) くれよんキッズ事業

目的	クラブを卒会した4～6年生の春・夏休みの居場所をつくる
実施クラブ	7地区(鶴川、忠生、南、成瀬、高ヶ坂、相原、金井)
時期	4月:3日間 7～8月:10日間を基本とする。
内容	高学年活動にふさわしいプログラムの実施 ・地域のボランティアと協力し、連携を図る ・高学年の意見を取り入れた企画にする
その他	報告書作成、配布

#### 5) 卒会した児童と家庭へ子育て支援

- (1) 学童保育クラブで実施される行事等において、卒会した児童との交流を図る。
- (2) 卒会した児童の保護者から寄せられる、子育てに関する相談を必要に応じて行う。

### 5. 保護者会活動への支援

#### 1) 保護者会活動への支援の見直し

「子どもは地域の中で見守られながら育つ」を大切にしながら、学童保育を通じて「地域で知り合いができた」となるよう、法人として保護者会活動への支援のあり方を見直す。また、保護者会活動を通じて「我が子の成長が感じられる」「我が子の友達と触れ合うことができる」を軸に、活動内容や職員による関わり方等を整理する。

#### 2) 保護者会との連携

各クラブ保護者会相互の連携を深め、交流を図るとともに、身近な子育て支援の輪を広げる。あわせて学童保育クラブの充実のために協働をすすめる。

- (1) 各保護者会と法人との懇談会の開催
- (2) ソフトボール大会による保護者会相互の交流

#### 3) 保護者会ハンドブックの活用

保護者会活動への理解とつながりを深めるために、改訂版「保護者会ハンドブック」を保護者会総会等にて、活用する。全クラブでの実際の活用方法について、保護者会と連携し、施設責任者が統一的な提案を行い、活用を促進する。

### 6. 関係団体・機関との連携

#### 1) 行政との連携

- (1) 指定管理者として、行政と必要な事項の協議および連携を行う。
- (2) 地域子育て支援ネットワーク連絡会に参加し、児童虐待防止および地域の子育て支援に関する連携を図る。
- (3) すみれ教室等、地域の子育て支援に関する諸機関との連携を図る。
- (4) 町田市教育センターが主催する「特別支援学校連絡協議会」に参加し、特別の支援が

必要な児童の保育・療育等に関する連携を図る。

## 2) 学童保育に関する団体との連携

町田の学童保育における共通課題について、情報の交流および連携

- (1) 町田市学童保育クラブ父母会連絡協議会（父母連協）
- (2) 町田市学童保育を考える会（考える会）

## 3) 子どもに関する事業を行う団体・法人との連携

- (1) 町田市学童保育運営者協議会との連携

市内で学童保育クラブを運営する法人でつくる「町田市学童保育運営者協議会」に参加し、相互の情報交換を行う。必要に応じて、学童保育事業に関する共通の課題を行政と協働し改善することを目的に、行政との懇談を行う。

運営者協議会と連携し、町田市で実施される指導員交流研修会の充実を図る。また、運営者協議会において実施される合同研修会を充実させる。

- (2) 町田市社会福祉協議会との懇談会

町田市社会福祉協議会の学童保育事業担当と定期的に懇談を行い、情報交換を行う。

- (3) 市民協働フェスティバル「まちカフェ！」に参加し、町田市内の子育て支援に関わる諸団体・NPO 法人に関する情報を収集し、交流・連携を図る。

- (4) 児童青少年課主催の施設長会議に出席し、他法人との情報交換を行う。

## 7. 苦情解決

法人苦情解決制度に基づき設置された、苦情解決委員会を定期的に開催し、保護者および地域から寄せられた苦情に対し迅速・誠実に対応するとともに、改善・向上のための検証を行う。また、学童保育事業に関する苦情内容は、行政に速やかに報告し、内容によっては連携して解決を図る。

また、保護者へ苦情解決制度の情報を周知し、苦情解決制度の充実を図る。

## 8. 学童保育の充実にむけた運動の支援

2016 年度に調査研究委員会が作成した大規模化問題の報告書にもとに、必要な小学校区に複数設置の実現するために、市議会議員に懇談を申し入れる。

保護者のニーズが高い4年生以上の保育受入れは、現在の市の計画では大規模化問題が解消されないと進まない課題である。様々な学童保育に関する諸団体と連携し、運動の支援を行う。

## 9. 会員の拡大

会の目的に賛同する会員を増やし、会を支えるとともに、学童保育運動の発展を図る。また、事務局を中心に会員拡大にむけた法人紹介のパンフレットを作成し、会員募集の強化を図る。

## 10. 財政問題

法人本部会計の財政確保のため、前年度の財政問題プロジェクトで検討した結果をふまえ、2017年度は「ぷちくれよんひろば」および「くれよんキッズ」等の子育て支援事業に対する助成金獲得のための申請手続きを行う。また、個人会費を検討し、定期総会に提案する。

## 11. 事業拡大

当法人は、「子どもは地域の中で見守られながら育つ」「地域の子育てネットワークづくりに貢献する」といった考え方を大切にしている。学童保育事業を中核としながらも、地域の子ども達を視野に入れた事業展開をめざす。

また、町田市の指定管理者制度は指定管理期間5年を基本としている。当法人が長期にわたり学童保育事業を継続する保障はないため、今後の事業拡大の可能性を検討する。

2017年度は南大谷学童保育クラブの指定管理者再選定が行われる。継続して運営できるよう、最善の努力を行う。

## 12. その他

### 1) 労働安全衛生の推進

労働災害の防止、職員の健康を確保するため、法令に基づき労働安全衛生の推進を図り、計画的に「安全衛生推進者」の資格取得のための講習を受講する。

事業所としての義務となっている、職員のメンタルヘルスケアに関し、年2回以上、セルフチェックを実施する。また、新規採用職員に対しセルフケア講習、および管理者むけのラインケア講習等、適宜実施していく。

### 2) 震災で被災した学童保育への支援金の取組み

全国学童保育連絡協議会が実施している「東日本大震災学童保育支援金」および「熊本地震学童保育支援金」に引き続き協力を行う。

### 3) 職員の職制

社会的に求められる福祉施設職員としてのマネジメント能力の向上のため、正規職員の役割の明確化および業務分担を行う。さらに、正規職員の担ってきた業務の一部を整理し、非常勤職員の職務を見直す。

## Ⅲ. 学童保育事業

### 1. 保育基本理念

「倫理綱領」「倫理綱領に基づく行動指針」「保育実践のガイドライン」「学童保育所保育指針」等、保育理念に関する法人諸規定に基づき、保育方針を定める。

保育理念の基本文書である、倫理綱領、行動指針、ガイドライン等の見直しを行う。また、学童保育所保育指針は、国が示した「放課後児童クラブ運営指針」との整合性を検証し、改定にむけた作業を行う。

## 2. 保育の目的

児童福祉法に基づき、保育が必要とされる小学校児童の、豊かで安全な生活の場を築くことによって、児童の心身の発達を支援する。

### 1) 保育目標

- (1) 命や自然を大切にすることを育む
- (2) 自立（律）する力をつける
- (3) 子ども集団との関わりの中で自己肯定感を育む
- (4) 健康な体と豊かな感性をもった心を育む
- (5) 自分の考えを表現できる力をつける

### 2) 保育基本方針

- (1) 児童を健やかに育てるため、保護者と職員が協力し、「共育て」を行う
- (2) 少子化や核家族の中で、関係諸機関と連携をしながら子育て支援を行う
- (3) 児童をとりまく情報や映像があふれる中で、豊かな感性と人間らしさが育つよう、良質な文化と自然体験を児童に保障する

## 3. 各クラブ保育計画

詳細は別紙のとおり

### 1) 保育参加

各クラブで、保護者が保育を体験できる機会をつくる。「参加型」にすることにより、学童保育クラブへの理解を深めるとともに、「我が子と我が子達」の生活を知る機会とする。保育参加を通して、地域に「子どもを見守る大人」として子ども達とつながりを深めることを目的とする。

### 2) 交流・合同行事

各クラブ間の相互交流、および運営主体が異なる他クラブとの交流を積極的にすすめ、「町田の学童保育クラブ」として交流および連携を図る。

### 3) 地域との交流を目的とした行事の実施

#### (1) 地域の諸団体との交流

地域の自治会や「子どもの安全見守り隊」など、地域での子どもの安全と健やかな成長を願う団体と、行事を通して交流を図る。

#### (2) 地域の子どもにむけた取り組みの実施

学童保育に在籍する子どもと地域の子どもの交流を目的に、取り組みを実施する。  
(工作教室、映画会等)

## 4. 事故防止対策

### 1) 子どもの事故防止

保育中の事故防止のため「ヒヤリハット」記録の実施、事故防止の方策の検討・分析を行い、リスクマネジメント強化を図る。リスクマネジメントに関する職員教育を行い、事故防止に努める。AEDを活用した講習を適時行い、緊急時に備えた職員訓練を行う。

食品アレルギーをもつ児童のための安全対策として、マニュアルを基にエピペン講習等の職員教育を行う。また、日常の食品管理、おやつ時の事故防止対策を徹底する。

### 2) 火災事故防止

火災事故防止のため、全クラブにて年1回、施設設備に関する総点検を実施する。

また、日常的に点検および火災対策に関連する訓練を行うとともに、採用時における職員用の火災事故防止のための手引を活用し、職員教育を行う。

### 3) 防災・不審者対応の訓練等

町田市の防災マニュアルに基づき、自然災害時や不審者対応等の訓練を計画的に実施する。また適宜、交通安全指導を行う。

## 5. その他

### 1) 業務改善

#### (1) 施設運営・保育の質の向上

7月に各クラブ保護者に対し、利用者アンケートを実施し、満足度調査を行う。また、アンケート結果を分析し、施設運営・保育の質の向上をめざす。アンケート結果および改善策については、12月までに保護者へ報告する。

### 2) ボランティア等の受入れ

#### (1) ボランティアの受入れ

ボランティアの受入れにより、地域とのネットワークを広げるとともに、外部の方から見た視点を取り入れ、施設運営のあり方の見直しを図る。

近隣大学や、市民活動のコーディネーター、ボランティアセンター等と連携を図り、ボランティア受入の拡大を進める。

また、長年にわたりボランティアをしていただいている方の表彰等を行う。

#### (2) 中学生や高校生の職場体験、実習等の受入れを行う。

#### (3) 卒会した子ども達をボランティアとして受け入れるシステムを整備する。